

協議事項（１）海部構想区域における具体的対応方針の了承について

1 経緯

地域医療構想の達成に向けて、厚生労働省課長通知に従い、都道府県は毎年度、2025年における具体的対応方針を取りまとめることとされている。

2 令和7年度 具体的対応方針（案）

事務局において直近の報告等より次のとおり取りまとめた。

(1) 病院

(資料 1 - 2)

① 2025年において担う役割の方針*

- ・直近（令和8年1月6日更新）の愛知県地域保健医療計画別表等（以下「別表」という。）より作成
- ・「在宅」については在宅療養支援病院を東海北陸厚生局へ届出した実績による。
※構想区域において5疾病（糖尿病を除く）5事業等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として別表に掲載される基準に準ずることとされている（平成30年度愛知県医療審議会決定）。

② 2025年に持つべき病床数の方針

- ・2024（令和6）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成

(2) 有床診療所

(資料 1 - 3)

① 2025年において担う役割の方針（救急、周産期、在宅医療）

- ・直近（令和8年1月6日更新）の別表の掲載内容により作成

②（参考）有床診療所の役割

- ・2024（令和6）年度病床機能報告より作成

③ 2025年に持つべき病床数の方針

- ・2024（令和6）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成